



2025年4月14日

各位

会社名 東宝株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡宏泰
(コード番号 9602 東証プライム、福岡)
問合せ先 取締役副社長執行役員
コーポレート本部長 太古伸幸
(TEL. 03-3591-1218)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年5月29日開催予定の第136回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的

このたび、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除きます。）のうち業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に、当社の価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることに加え、当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として本制度を導入することといたしました。

2. 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対して報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2016年5月26日開催の第127回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただき、また、2020年5月28日開催の第131回定時株主総会において、（i）対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬として、年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること、及び、（ii）対象取締役に対して年額1億円以内の業績達成賞与を支給することにつきご承認いただいております。本株主総会では、当該各報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して業績連動型の株式報酬制度である本制度を導入し、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

本制度は、業績評価期間（以下「評価期間」といいます。）を当社の策定する中期経営計画の対象期間とし、過半数を独立社外取締役で構成する当社のガバナンス委員会における審議を経て、取締役会において対象取締役ごとの基準交付株式数、評価期間中の業績指標及びその目標値を定めて、評価期間終了後に当該業績目標の達成度に応じて算定される数の当社の普通株式を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度です。

※「中期経営計画2028」における評価期間及び業績指標は以下のとおりです。

評価期間：2026年2月期～2028年2月期

業績指標：連結営業利益＋ROE＋ESG指標（CO2削減目標・エンゲージメントスコア）

本制度において、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは現物出資財産の給付を要せずに、又は②本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものいたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間5万株以内とし、その報酬総額は、現行の報酬枠とは別枠で年額5億円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものいたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度に基づき対象取締役に付与する当社の普通株式（「本割当株式」といいます。）には、当社と対象取締役との間の契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）に基づき譲渡制限を付するものとし、その内容として次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象取締役が法令、社内規則又は本譲渡制限契約の違反その他当社取締役会で定める一定の事由に該当した場合、当社が本割当株式を当然に無償で取得すること
- ③ 譲渡制限期間後の一定期間内に、対象取締役に重大な不正・違反等が発生した場合には、当社は、当該対象取締役に対し、本割当株式に相当する数の当社の普通株式の全部若しくは一部又はこれに相当する金銭を返還するよう求めることができること

（ご参考）

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。

以上